

令和５年６月議会

福祉都市委員会 議案説明資料

- | | | | |
|----|---|---|------|
| 1 | 福岡市公園条例の一部を改正する条例案（議案第138号） | … | 1 頁 |
| 2 | 福岡市雁ノ巣レクリエーションセンター条例の一部を
改正する条例案（議案第139号） | … | 7 頁 |
| 3 | 福岡市営住宅条例の一部を改正する条例案（議案第140号） | … | 10 頁 |
| 4 | 令和３年度市営城浜住宅（その１地区）新築工事請負契約の
一部変更について（議案第143号） | … | 13 頁 |
| 5 | 令和３年度市営ニュー堅粕住宅（その１地区）新築工事請負契約の
一部変更について（議案第144号） | … | 14 頁 |
| 6 | 令和３年度市営ニュー堅粕住宅（その２地区）新築工事請負契約の
一部変更について（議案第145号） | … | 15 頁 |
| 7 | 令和３年度市営城浜住宅（その２地区）新築工事請負契約の
一部変更について（議案第146号） | … | 16 頁 |
| 8 | 令和３年度市営弥永住宅新築工事請負契約の
一部変更について（議案第147号） | … | 17 頁 |
| 9 | 令和４年度市営板付住宅新築工事請負契約の
一部変更について（議案第148号） | … | 18 頁 |
| 10 | 令和４年度市営弥永住宅新築工事請負契約の
一部変更について（議案第149号） | … | 19 頁 |

令和５年６月２６日

住 宅 都 市 局

1. 福岡市公園条例の一部を改正する条例案（議案第 138 号）

1 改正理由

国土交通省公園緑地・景観課から発出された、令和 5 年 3 月 29 日付国都公景第 163 号「都市公園における指定管理者が行うことができる管理の範囲の柔軟化について（占用許可）」により、指定管理者への占用許可の委任が一部可能となった。これを活用し申請者の利便性向上に寄与するために、都市公園における指定管理者の業務内容等について定める福岡市公園条例の一部改正を行うもの。

2 改正内容

指定管理者が行うことができる管理の範囲の拡大

（福岡市公園条例第 23 条）

都市公園内でイベントを行う際、申請者はイベントを行うための行為許可に加えて、ステージ等仮設物を設置する場合は占用許可を受ける必要があるが、現状では指定管理者の行うことのできる業務の範囲に占用許可が認められていなかったため、指定管理者が管理する公園でのイベントの際には、行為許可は指定管理者へ、占用許可は本市へ、それぞれ申請し許可を受ける必要があった。

今回、前述の通知において、指定管理者が行うことのできる事務に占用許可の一部が追加されたことを受け、福岡市公園条例の改正を行うもの。

	現状	改正後
行為申請先	指定管理者	指定管理者
占用申請先	福岡市	指定管理者

3 施行期日

公布の日

【参考】指定管理者の行うことのできる事務に追加された占用許可の範囲

都市公園法第 7 条第 1 項第 6 号に規定する「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」のうち、当該公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物に対する定型的な占用許可

公園における行為許可と占用許可の根拠法令とその内容

行為許可 【福岡市公園条例第4条第1項】 <u>行為の実施を認める許可</u>	占用許可 【都市公園法第七条第一項】 <u>占用により認められる物件の設置許可</u>
(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 物品販売、飲食の提供、宣伝等を主要内容とする催し又は興行のために公園の全部又は一部を独占して利用すること。 (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為をすること。	一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの 二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの 四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 五 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
条例改正後に指定管理者の行うことのできる事務	七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

今回の条例改正の対象

令和 5 年 3 月 29 日

都道府県・指定都市
都市公園担当部局長 殿

国土交通省都市局公園緑地・景観課長

(公 印 省 略)

都市公園における指定管理者が行うことができる管理の範囲の柔軟化について（占用許可）

「第 56 回国家戦略特別区域諮問会議」において、「地方公共団体が設置する都市公園において、都市公園法第 7 条第 1 項第 6 号に該当する事項のうち、一定の条件を満たすものについては、同法第 6 条第 1 項に規定する占用許可行為を指定管理者へ委任することを可能とすることについて、2022 年度中を目途に関係者に通知する。」こととされております。

このことを踏まえ、地方公共団体が設置する都市公園において、都市公園法第 7 条第 1 項第 6 号に該当する事項のうち、一定の条件を満たすものについては、同法第 6 条第 1 項に規定する占用許可行為を指定管理者へ委任することを可能としますので、下記のとおり通知いたします。

また、都道府県におかれましては、貴管内関係市町村（指定都市を除く。）に対してこの旨周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は「指定管理者制度による都市公園の管理について（平成 15 年 9 月 2 日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知）」で示している指定管理者が行うことができる管理の範囲を柔軟化するものであるとともに、総務省自治行政局市町村課行政経営支援室と協議済みであるので、念のため申し添えます。

記

○地方公共団体が設置する都市公園においては、公園管理者が行うこととして都市公園法において定められている事務以外の事務に加えて、都市公園法第 7 条第 1 項第 6 号に規定する「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」のうち、当該公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物に対する定型的な占用許可についても、指定管理者に行わせることができること。

○上記を踏まえ、占用許可行為の一部を指定管理者に行わせる場合は、その委任の範囲について、対象となる公園の設置目的や利用状況、各地方公共団体の都市公園条例における行為の許可の指定管理者への委任の状況、催しのために設けられる仮設工作物に対する占用許可の実績等を踏まえ、都市公園条例において明確に定めること。その際は、当該地方公共団体が設置する都市公園について一律に定める方法に限らず、個々の都市公園ごとに定める方法、都市公園の規模や種別に応じて定める方法なども考えられる。

○さらに、当該行為を委任することについて、予め、指定管理者になろうとする者や既存の指定管理者の合意を得るとともに、指定管理者が占用許可行為を行う場合の留意点について、協定等に示すこと。

（留意点の例）

- ・ 占用の目的、占用の期間、占用の場所、仮設工作物の構造等、占用許可申請書に記載される事項について指定管理者が確認すべき内容
- ・ 手続の公平性、透明性を確保するために、占用許可申請の受付等にあたって配慮すべき内容
- ・ 都市公園法第 27 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合、公園管理者から仮設工作物の移動・撤去や許可の取り消し等を命じられる可能性があることについて、占用許可申請者に明示する必要があること 等

以上

福岡市公園条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

福岡市公園条例（昭和33年福岡市条例第18号）

※下線部が改正部分

旧	新
第1条～第23条（略） （指定管理者による管理） 第23条の2 （略） 2 指定管理者が行う公園の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。 (1) （略） (2) （略） (3) 次に掲げる<u>使用料</u>の徴収に関する業務 ア 第6条の2に規定する使用料（第4条第6項の許可を受けた者に係るものを除く。） イ 第10条に規定する使用料 (4) 第21条に規定する使用料等（前号に規定する<u>使用料</u>に限る。）の<u>減免</u>に関する業務 (5) （略） (6) （略） 第23条の3～第23条の8 （略） （指定管理者に関する読替え） 第23条の9 第23条の2第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第4条第1項から第5項まで、第5条第3号、第6条、第8条及び<u>第21条の規定の適用については、第4条第1項から第5項まで、第5条第3号、第6条及び、第8条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第21条中「市長は、公益上その他」とあるのは「市長又は指定管理者は、公益上その他の規則で定める」と、「使用料」とあるのは「、自らが徴収する使用料」とする。</u> 以下 （略）	第1条～第23条（略） （指定管理者による管理） 第23条の2 （略） 2 指定管理者が行う公園の管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。 (1) （略） (2) <u>第5条第3号の承認に関する業務</u> (3) （略） (4) <u>法第6条第1項及び第3項の許可（法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物に係るものに限る。）のうち規則で定めるものに関する業務</u> (5) 次に掲げる<u>使用料等の徴収</u>に関する業務 ア 第6条の2に規定する使用料（第4条第6項の許可を受けた者に係るものを除く。） イ 第10条に規定する使用料 ウ <u>第18条に規定する占用料（前号に規定する規則で定める許可に係るものに限る。）</u> (6) 第21条に規定する使用料等<u>の減免（前号に規定する使用料等に関するものに限る。）</u>に関する業務 (7) （略） (8) （略） 第23条の3～第23条の8 （略） （指定管理者に関する読替え） 第23条の9 第23条の2第1項の規定により公園の管理を指定管理者に行わせる場合における第4条第1項から第5項まで、第5条第3号、第6条、第8条及び<u>第16条第6号の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u> 以下 （略）

2. 福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例案 (議案第 139 号)

1 改正理由

国土交通省公園緑地・景観課から発出された、令和 5 年 3 月 29 日付国都公景第 163 号「都市公園における指定管理者が行うことができる管理の範囲の柔軟化について（占用許可）」により、指定管理者への占用許可の委任が一部可能となった。これを活用し申請者の利便性向上に寄与するために、福岡市公園条例の改正に準じて、雁の巣レクリエーションセンターにおける指定管理者の業務内容等について定める福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例について、一部改正を行うもの。

2 改正内容

指定管理者が行うことができる管理の範囲の拡大

(福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例第 18 条)

雁の巣レクリエーションセンター内でイベントを行う際、申請者はイベントを行うための行為許可に加えて、ステージ等仮設物を設置する場合は占用許可を受ける必要があるが、現状では指定管理者が行うことのできる業務の範囲に占用許可が認められていなかったため、行為許可は指定管理者へ、占用許可は本市へ、それぞれ申請し許可を受ける必要があった。

今回、前述の通知において、指定管理者が行うことのできる事務に占用許可の一部が追加されたことを受け、雁の巣レクリエーションセンター条例の改正を行うもの。

	現状	改正後
行為申請先	指定管理者	指定管理者
占用申請先	福岡市	指定管理者

3 施行期日

公布の日

【参考】指定管理者が行うことのできる事務に追加された占用許可の範囲

都市公園法第 7 条第 1 項第 6 号に規定する「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」のうち、当該公園の設置目的の範囲内で設けられる仮設工作物に対する定型的な占用許可

公園における行為許可と占用許可の根拠法令とその内容

行為許可 【福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例第3条第1項】 <u>行為の実施を認める許可</u>	占用許可 【都市公園法第七条第一項】 <u>占用により認められる物件の設置許可</u>
(1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。 (2) 業として写真又は映画を撮影すること。 (3) 興行を行うこと。 (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのためにレクリエーションセンターの全部又は一部を独占して利用すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為をすること。	一 電柱、電線、変圧塔その他これらに類するもの 二 水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの 三 通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの 四 郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所 五 非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物 六 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物
条例改正後に指定管理者の行うことのできる事務	七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める工作物その他の物件又は施設

今回の条例改正の対象

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

福岡市雁の巣レクリエーションセンター条例（昭和46年福岡市条例第36号） ※下線部が改正部分

旧	新
第1条～第17条（略） （指定管理者による管理） 第18条 （略） 2 指定管理者が行うレクリエーションセンターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) （略） (3) 次に掲げる使用料の徴収に関する業務 ア 第3条第6項に規定する使用料（同条第4項の許可を受けた者に係るものを除く。） イ 第6条第2項及び第3項に規定する使用料 (4) 第15条に規定する使用料等（前号に規定する使用料に限る。）の減免に関する業務 (5) （略） (6) （略） 第19条～第23条 （略） （指定管理者に関する読替え） 第24条 第18条第1項の規定によりレクリエーションセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第3条第1項から第3項まで、第6条第1項及び第15条の規定の適用については、第3条第1項から第3項まで及び第6条第1項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第15条中「市長は、公益上その他」とあるのは「市長又は指定管理者は、公益上その他の規則で定める」と、「使用料」とあるのは「、自らが徴収する使用料」とする。 以下 （略）	第1条～第17条（略） （指定管理者による管理） 第18条 （略） 2 指定管理者が行うレクリエーションセンターの管理に関する業務は、次に掲げるとおりとする。 (1)・(2) （略） <u>(3) 第11条第1項の許可（競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物に係るものに限る。）のうち規則で定めるものに関する業務</u> <u>(4) 次に掲げる使用料等の徴収に関する業務</u> ア 第3条第6項に規定する使用料（同条第4項の許可を受けた者に係るものを除く。） イ 第6条第2項及び第3項に規定する使用料 <u>ウ 第12条に規定する占用料（前号に規定する規則で定める許可に係るものに限る。）</u> <u>(5) 第15条に規定する使用料等の減免（前号に規定する使用料等に関するものに限る。）に関する業務</u> <u>(6) （略）</u> <u>(7) （略）</u> 第19条～第23条 （略） （指定管理者に関する読替え） 第24条 第18条第1項の規定によりレクリエーションセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第3条第1項から第3項まで、第6条第1項及び第11条の規定の適用については、<u>これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。</u> 以下 （略）

(議案第 140 号)

3. 福岡市営住宅条例の一部を改正する条例案

1 理 由

老朽化に伴い市営大浜住宅を廃止するため、福岡市営住宅条例の一部を改正するもの。

2 内 容

福岡市営住宅の名称及び位置の削除（別表第 1 関係）

市営大浜住宅を廃止するため、福岡市営住宅条例（平成 9 年福岡市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 博多区の表

福岡市営大浜住宅の項を削る。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

福岡市営住宅条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

○福岡市営住宅条例（平成 9 年福岡市条例第 40 号）

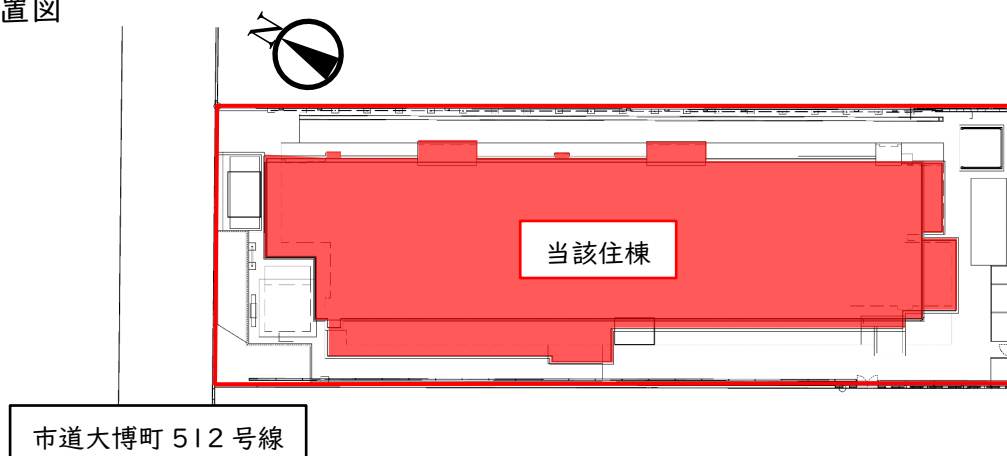
旧	新																																				
第 1 条 ～ 第 81 条 (略)	第 1 条 ～ 第 81 条 (略)																																				
別表第 1	別表第 1																																				
1 東区 (略)	1 東区 (略)																																				
2 博多区	2 博多区																																				
<table><tr><td>名</td><td>称</td><td>位</td><td>置</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="2"><u>福岡市営大浜住</u></td><td colspan="2"><u>福岡市博多区大</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>宅</u></td><td colspan="2"><u>博町</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名	称	位	置	(略)		(略)		<u>福岡市営大浜住</u>		<u>福岡市博多区大</u>		<u>宅</u>		<u>博町</u>		(略)		(略)		<table><tr><td>名</td><td>称</td><td>位</td><td>置</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td colspan="2"><u>削る</u></td><td colspan="2"><u>削る</u></td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td><td colspan="2">(略)</td></tr></table>	名	称	位	置	(略)		(略)		<u>削る</u>		<u>削る</u>		(略)		(略)	
名	称	位	置																																		
(略)		(略)																																			
<u>福岡市営大浜住</u>		<u>福岡市博多区大</u>																																			
<u>宅</u>		<u>博町</u>																																			
(略)		(略)																																			
名	称	位	置																																		
(略)		(略)																																			
<u>削る</u>		<u>削る</u>																																			
(略)		(略)																																			
3 中央区 ～ 7 西区 (略)	3 中央区 ～ 7 西区 (略)																																				
別表第 2 (略)	別表第 2 (略)																																				

市営大浜住宅の概要

1. 所在地 博多区大博町
2. 敷地面積 705.16 m²
3. 構造規模 鉄筋コンクリート造5階建 1棟
(1階：旧大浜公民館、2～5階：市営住宅)
4. 住戸数 20戸
5. 竣工年度 昭和48年度
6. 位置図



7. 配置図



(議案第 143 号)

4. 令和 3 年度市営城浜住宅 (その 1 地区) 新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 3 年度市営城浜住宅 (その 1 地区) 新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 3 年 12 月議会の議決を経て契約した令和 3 年度市営城浜住宅 (その 1 地区) 新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要があるが生じたので、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 3 年 12 月 24 日
変更 (1 回目)	令和 4 年 6 月 22 日
変更価額	変更価額 1,177,778,800 円 (107,070,800 円) 元議決額 1,166,356,400 円 (106,032,400 円) 増額 11,422,400 円 (1,038,400 円) ※ () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
【参考：契約概要】 ○契約の相手 博栄・東部・藤建設工事共同企業体 代表者・福岡市博多区比恵町 2 番 1-203 号 株式会社 博栄建設 ・福岡市東区原田一丁目 1 番 21 号 株式会社 東部産業 ・福岡市南区井尻五丁目 8 番 5 号 株式会社 藤建設 ○工事概要 鉄筋コンクリート造 12 階 96 戸建 1 棟 延面積 5,509.89 m ² ○工 事 地 福岡市東区城浜団地 ○工 期 議決の翌日から 630 日間 (令和 3 年 12 月 25 日から令和 5 年 9 月 15 日まで) ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 144 号)

5. 令和3年度市営ニュー堅粕住宅(その1地区)新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和3年度市営ニュー堅粕住宅(その1地区)新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和3年12月議会の議決を経て契約した令和3年度市営ニュー堅粕住宅(その1地区)新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第25条6項の規定により変更する必要があるため、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和3年12月24日
変更(1回目)	令和4年6月22日
変更(2回目)	令和4年9月14日
変更価額	変更価額 1,340,374,200 円 (121,852,200 円) 元議決額 1,315,789,200 円 (119,617,200 円) 増額 24,585,000 円 (2,235,000 円) ※ () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
【参考：契約概要】 ○契約の相手 溝江・九州・香椎建設工事共同企業体 代表者・福岡市中央区赤坂一丁目9番20号 溝江建設 株式会社 ・福岡市博多区博多駅南一丁目8番31号 九州建設 株式会社 ・福岡市東区千早二丁目3番37号 香椎建設 株式会社 ○工事概要 鉄筋コンクリート造 14 階 95 戸建 1 棟 延面積 6,523.90 m ² ○工 事 地 福岡市博多区堅粕二丁目 ○工 期 議決の翌日から 720 日間 (令和3年12月25日から令和5年12月14日まで) ○保証期間 受渡完了の日から2年間	

(議案第 145 号)

6. 令和 3 年度市営ニュー堅粕住宅 (その 2 地区) 新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 3 年度市営ニュー堅粕住宅 (その 2 地区) 新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 3 年 12 月議会の議決を経て契約した令和 3 年度市営ニュー堅粕住宅 (その 2 地区) 新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 3 年 12 月 24 日
変更 (1 回目)	令和 4 年 6 月 22 日
変更価額	変更価額 1,073,182,000 円 (97,562,000 円) 元議決額 1,065,658,000 円 (96,878,000 円) 増額 7,524,000 円 (684,000 円) ※ () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
【参考：契約概要】 ○契約の相手 日建・上村・未来図建設工事共同企業体 代表者・福岡市中央区六本松三丁目 16 番 33 号 日建建設 株式会社 ・福岡市博多区住吉四丁目 3 番 2 号 上村建設 株式会社 ・福岡市南区野間二丁目 7 番 1 号 株式会社 未来図建設 ○工事概要 鉄筋コンクリート造 11 階 73 戸建 1 棟 延面積 5,330.51 m ² ○工 事 地 福岡市博多区堅粕二丁目 ○工 期 議決の翌日から 620 日間 (令和 3 年 12 月 25 日から令和 5 年 9 月 5 日まで) ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 146 号)

7. 令和 3 年度市営城浜住宅 (その 2 地区) 新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 3 年度市営城浜住宅 (その 2 地区) 新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 4 年 2 月議会の議決を経て契約した令和 3 年度市営城浜住宅 (その 2 地区) 新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要があるが生じたので、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 4 年 2 月 21 日
変更 (1 回目)	令和 4 年 6 月 22 日
変更価額	変更価額 918,852,000 円 (83,532,000 円) 元議決額 903,147,300 円 (82,104,300 円) 増額 15,704,700 円 (1,427,700 円) ※ () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
【参考：契約概要】 ○契約の相手 匠・広田建設工事共同企業体 代表者・福岡市博多区西春町二丁目 1 番 2 号 匠建設 株式会社 ・福岡市早良区干隈六丁目 5 番 3 号 株式会社 広田工務店 ○工事概要 鉄筋コンクリート造 9 階 72 戸建 1 棟 延面積 4,298.51 m ² ○工 事 地 福岡市東区城浜団地 ○工 期 議決の翌日から 550 日間 (令和 4 年 2 月 22 日から令和 5 年 8 月 25 日まで) ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 147 号)

8. 令和 3 年度市営弥永住宅新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 3 年度市営弥永住宅新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 4 年 2 月議会の議決を経て契約した令和 3 年度市営弥永住宅新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 4 年 2 月 21 日
変更(1 回目)	令和 4 年 6 月 22 日
変更価額	変更価額 1,112,497,100 円 (101,136,100 円) 元議決額 1,098,809,800 円 (99,891,800 円) 増額 13,687,300 円 (1,244,300 円) ※ () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
【参考：契約概要】 ○契約の相手 大高・内藤・飯田建設工事共同企業体 代表者・福岡市博多区上牟田一丁目 29 番 6 号 大高建設 株式会社 ・福岡市中央区港二丁目 5 番 8 号 株式会社 内藤工務店 ・福岡市博多区空港前五丁目 5 番 5 号 株式会社 飯田工務店 ○工事概要 鉄筋コンクリート造 12 階 96 戸建 1 棟 延面積 5,623.80 m ² ○工 事 地 福岡市南区弥永団地 ○工 期 議決の翌日から 630 日間 (令和 4 年 2 月 22 日から令和 5 年 11 月 13 日まで) ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 148 号)

9. 令和 4 年度市営板付住宅新築工事請負契約の一部変更について

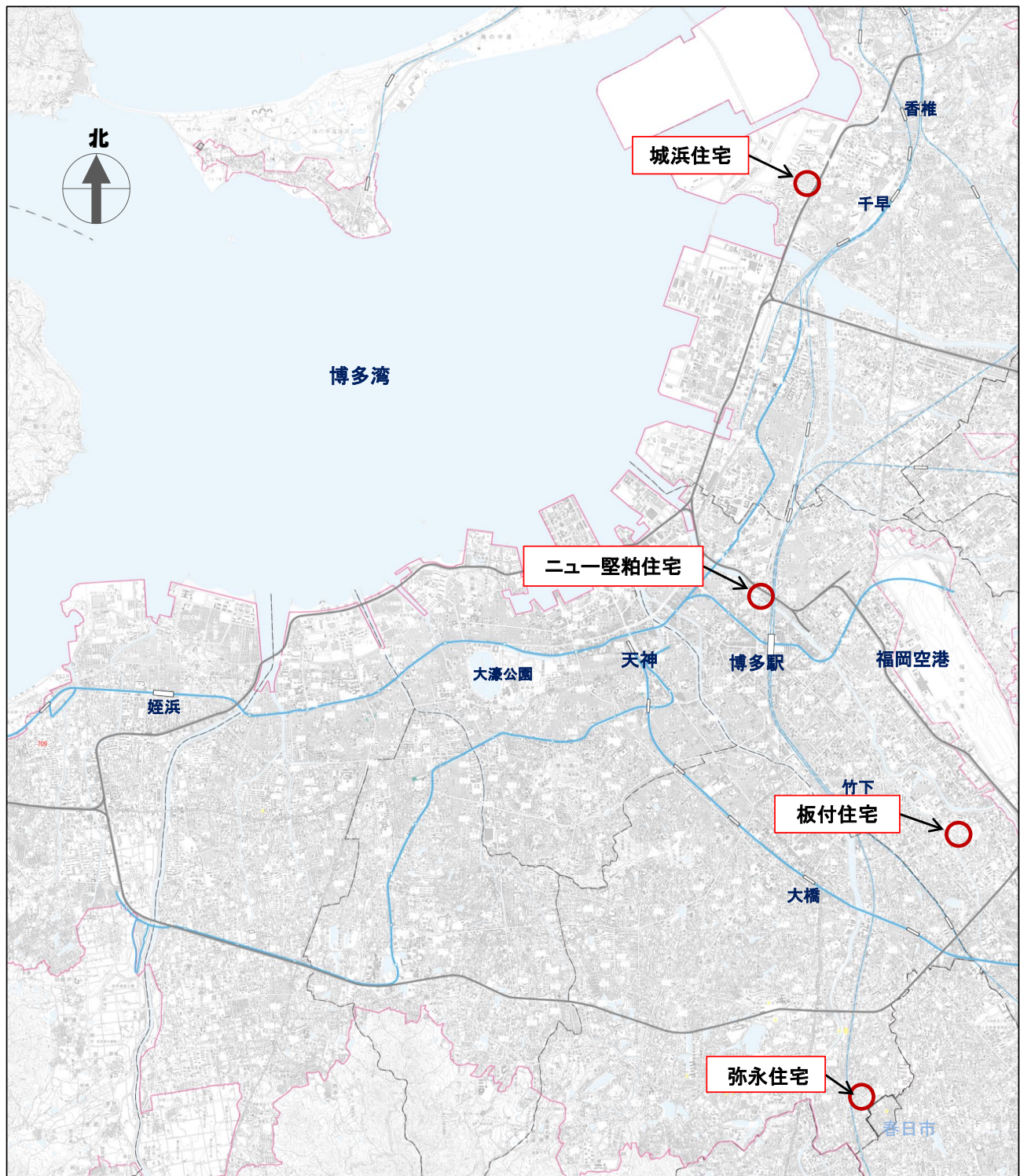
契約件名	令和 4 年度市営板付住宅新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 4 年 9 月議会の議決を経て契約した令和 4 年度市営板付住宅新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 4 年 9 月 14 日
変更価額	変更価額 813,356,500 円 (73,941,500 円) 元議決額 775,500,000 円 (70,500,000 円) 増額 37,856,500 円 (3,441,500 円) ※ () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
【参考：契約概要】 ○契約の相手 照栄・博栄建設工事共同企業体 代表者・福岡市南区向井新町二丁目 5 番 16 号 照栄建設株式会社 ・福岡市博多区比恵町 2 番 1-203 号 株式会社 博栄建設 ○工事概要 鉄筋コンクリート造 8 階 62 戸建 1 棟 延面積 3,650.01 m ² ○工 事 地 福岡市博多区板付三丁目 ○工 期 議決の翌日から 520 日間 (令和 4 年 9 月 15 日から令和 6 年 2 月 16 日まで) ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

(議案第 149 号)

10. 令和 4 年度市営弥永住宅新築工事請負契約の一部変更について

契約件名	令和 4 年度市営弥永住宅新築工事
理 由	本件は、賃金水準及び物価水準の上昇に伴い、令和 5 年 2 月議会の議決を経て契約した令和 4 年度市営弥永住宅新築工事請負契約に係る契約価額を、建設工事請負契約書第 25 条 6 項の規定により変更する必要が生じたので、議会の議決を求めるものである。
契 約	令和 5 年 2 月 21 日
変更価額	変更価額 842,988,300 円 (76,635,300 円) 元議決額 810,700,000 円 (73,700,000 円) 増額 32,288,300 円 (2,935,300 円) ※ () 内は、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額
【参考：契約概要】 ○契約の相手 西中洲樋口・法城建設工事共同企業体 代表者・福岡市中央区西中洲 12 番 13 号 株式会社 西中洲樋口建設 ・福岡市南区長丘五丁目 4 番 1 号 法城建設株式会社 ○工事概要 鉄筋コンクリート造 7 階 70 戸建 1 棟 延面積 3,935.48 m ² ○工 事 地 福岡市南区弥永団地 ○工 期 議決の翌日から 500 日間 (令和 5 年 2 月 22 日から令和 6 年 7 月 5 日まで) ○保証期間 受渡完了の日から 2 年間	

住宅位置図



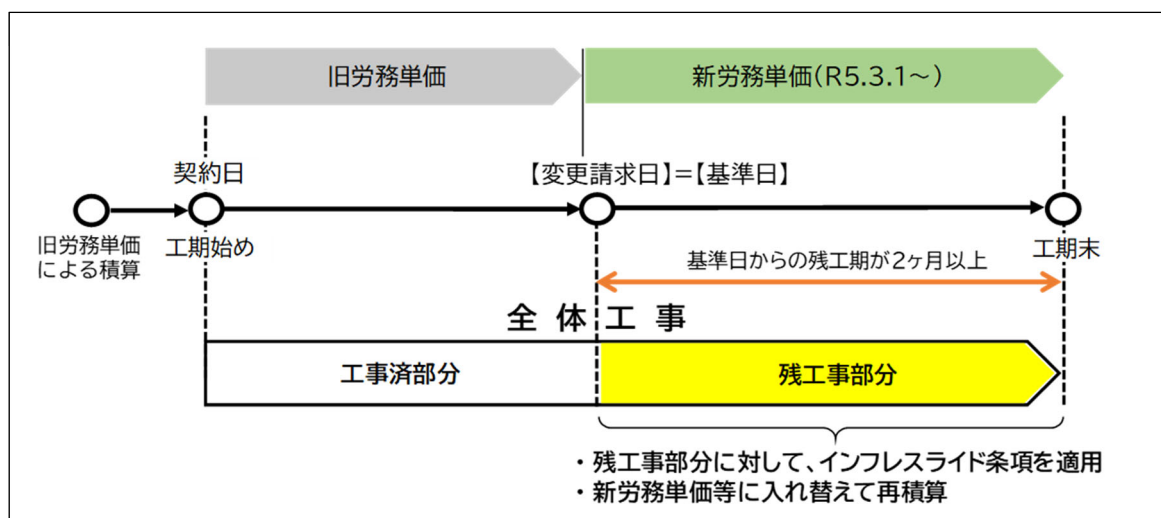
■インフレスライド条項について(建設工事請負契約書第 25 条第6項)

○予期することができない特別の事情により、工期内に労務費や工事材料費等の価格が急激に変動し、請負代金額が不適当となった場合に、残工事分の請負代金額を変更できる規定。

○今回、国からの通知(令和 5 年2月 14 日付)を受け、福岡市においても、インフレスライド条項の適用が決定され、財政局より関係部局に通知された。
(令和 5 年3月1日付)

○インフレスライドの対象工事は、令和 5 年2月28 日以前に契約がなされた工事で、受注者による変更請求日(=基準日)からの残工期が2ヶ月以上あるもの。また、スライド額は、基準日以降における残工事部分の旧単価を、新労務単価等に入れ替えて再積算し、その金額から受注者の負担割合分※(変更前の残工事金額の 100 分の 1)を控除した金額となる。

※国のマニュアルにおいて、工事請負契約書第 29 条「不可抗力による損害」に準拠するものとして定められた値。



〈参考:算定イメージ〉

